

長野県社会的養育推進計画(R2.6 策定)に係る評価指標進捗状況一覧

児童相談・養育支援室

第2章 当事者である子どもの権利擁護

(第1節 子ども自身がもつ権利と権利擁護(意見聴取・アドボカシー)

| 評価指標 | 目標値 | | 取組状況 | | | | |
|-----------------------------------|---------------|--------|-------|------|------|-------------------|------|
| | R6年度 | R11 年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
| 子どもアンケートにおいて、自分の意見が表明できていると回答した割合 | R2年度アンケートより向上 | 100% | 74.1% | — | — | 77.9%(注) (速報値) | |

※指標に係る説明

本来、子どもアンケートについては、計画策定年度に実施すべきものであったが、実施(案)段階において、児童養護施設や児童相談所から様々な指摘があり、時間的制約から実施を見送った経過がある。このため、計画初年度であるR2年度に実施し、10年後には、全ての児童が自分の意見を表明できている状況を目指す。

(注)「住んでいるところの大人は考え方や思いを聞いてくれるか」に対し、「そう思う」・「だいたいそう思う」を合わせ77.9%、「あまりそう思わない」・「そう思わない」を合わせ12.4%でした。(出典=R5.12「社会的養育推進計画に位置付けられる子どもの権利擁護のためのアンケート」(長野県)結果)

(第2節 一時保護改革に向けた取組)

| 評価指標 | 現況値 | 目標値 | | 進捗状況 | | | | |
|---------------------------|--------|------|--------|------|------|------|---------------|------|
| | H30 年度 | R6年度 | R11 年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
| 一時保護所における1人当たりの平均保護日数(日) | 24.7 | 22 | 20 | 28.3 | 25.6 | 34.3 | 32.9 (速報値) | |
| 一時保護委託における1人当たりの平均保護日数(日) | 25.7 | 23 | 20 | 15.9 | 26.2 | 29.5 | 25.1 (速報値) | |

※指標に係る説明

本県の一時保護所における平均保護日数については、全国平均をやや下回る状況(H29)である。保護日数については、児童福祉法第33条第3項において、「2か月を超えてはならない」とされているのみで目安となる指標がないことから、現状を踏まえ10年後に20日となるよう目標を定め、5年後はその中間数値とした。

【現状の考察】

一時保護の平均保護日数については、平成30年度の現況値を上回る状況が続いている。

一時保護委託の平均保護日数については、令和5年度は25.1%となり、60日以内の保護が全体の9割近くを占める一方で、児童の次の処遇に係る調整に時間を要するケースもあり、一時保護が長期化するケースの少なからずある。

| 評価指標 | 現況値 | 目標値 | | 進捗状況 | | | | |
|----------------------|-------|------|-------|------|------|------|-------------|------|
| | H30年度 | R6年度 | R11年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
| 里親等への一時保護委託人数 (人) | 127 | 166 | 231 | 263 | 65 | 99 | 95 (速報値) | |
| (参考)一時保護(見込)人数(人) | 589 | 555 | 578 | 538 | 542 | 546 | 551 | |

※指標に係る説明

H30年度の里親への一時保護割合が21.6%であることから、5年後に30%、10年後に40%を目指す数値とした。なお、一時保護見込人数については、第4章第1節「各年度における代替養育を必要とする子どもの数の見込み」において算出した数値を用いている。

【現状の考察】

一時保護においても地域での養育を推進する観点から里親等への一時保護委託を積極的に検討することとしていたが、直近ではR6年度目標値の半数程度にとどまる状況にある。里親への一時保護委託が進まない要因について把握する必要がある。引き続き、子どもと保護者のニーズに応えることが可能となる、多様(緊急・短期での保護、きょうだいの受入れ、障がい児のケア等)な里親の開拓(リクルート)が必要。

第3章 子どもが家庭で暮らすための支援体制

(第1節 市町村の児童家庭相談体制の強化)

| 評価指標 | 現況値 | 目標値 | | 進捗状況 | | | | |
|-------------------------------------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|------------|------------|-----------------------------------|
| | R1年度末 | R6年度 | R11年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
| 県内の子育て世代包括支援センター設置市町村数 | 36 市町村 | 77 市町村 | 77 市町村 | 50 (注1) | 72 (注1) | 77 (注1) | 77 (注1) | 33(注2) ※こども家庭センター設置数(R6.4.1現在) |
| 県内の子ども家庭総合支援拠点設置市町村数 | 15 市町村 | 77 市町村 | 77 市町村 | 21 (注1) | 31 (注1) | 42 (注1) | 57 (注1) | |
| ショートステイ・トワイライトステイ等の在宅支援事業の利用可能な市町村数 | 46 市町村 | 77 市町村 | 77 市町村 | | 50 (注3) | 53 (注3) | 54 (注3) | |

※指標に係る説明

市町村子育て世代包括支援センターについては、国が定めた「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)において、2022年(R2)末までに全国展開を目指すとされており、子ども家庭総合支援拠点については、国が定めた「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁

連絡会議決定)において、2022年度までに全市町村に設置を目指すとされていることを踏まえ、5年後の県内全市町村設置とした。

ショートステイ・トワイライトステイ等の在宅支援事業の利用可能な市町村数については、市町村の体制整備による支援サービス向上を図る指標として設定した。(R2.2調査)

(注1)各年度4月1日時点での設置市町村数

(注2)令和4年の改正児童福祉法により「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、令和6年4月1日から「こども家庭センター」の設置が努力義務となった。

(注3)乳児院・児童養護施設(計18施設)に調査を行い、ショートステイ等の契約を結んでいる市町村を把握した。(R3.6、R4.6、R5.7調査)

【現状の考察】

令和6年度4月1日現在、こども家庭支援センター設置市町村は33市町村となっている。市においては19市中、16市で設置済。町村については、58町村中17町村において設置済の状況。町村においての設置促進が課題。こども家庭センターの設置促進に向け、県や児童相談所での研修会や未設置の市町村に対する個別の説明会等を継続する。

また、併せて在宅支援事業の充実についても、児童相談所が中心となり、市町村や施設等との協議を継続していく必要がある。

(第2節 児童相談所の強化)

| 評価指標 | 現況値 | 目標値 | | 進捗状況 | | | | |
|------------------|-----|-------------|------|-------|------|------|------|------|
| | | H31年度 | R6年度 | R11年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
| 児童相談所の児童福祉司定数(人) | 57 | 国の定める配置基準以上 | | | 66 | 73 | 78 | 78 |
| 児童相談所の児童心理司定数(人) | 20 | 国の定める配置基準以上 | | | 25 | 29 | 32 | 35 |

※指標に係る説明

児童相談所の専門職員の配置基準については、国が児童福祉法施行令等で定めていることから、これを上回る配置数を指標とした。

【現状の考察】

定数については、年度ごと着実に増員している。一方で、令和5年4月時点で、児童福祉司・児童心理司の経験年数が5年未満の職員がともに全体の約6割を占める状況となっている。個々のスキルアップと児童相談所のSV体制の強化が課題。なお、全国では、※5年未満の職員は児童福祉司で約7割、児童心理司で約6割の状況。【※こども家庭庁支援局虐待防止課調べ】

(第3節 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築)

| 評価指標 | 現況値 | 目標値 | | 進捗状況 | | | | |
|-----------------------------|-------|------|-------|------|------|------|------------|------|
| | H30年度 | R6年度 | R11年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
| 児童相談所が関与した県内の特別養子縁組の成立件数(件) | 8 | 12 | 18 | 18 | 6 | 6 | 3 (速報値) | |

※指標に係る説明

県内の特別養子縁組数については、近年10件弱で推移しているところであるが、国等において全国的な目標値等がないことから、現状等を踏まえ、5年後を1.5倍、10年後は5年後の1.5倍を指標とした。

【現状の考察】

養子縁組里親委託の件数でみると、平成30年度:3件、令和元年度:10件、令和2年度:4件、令和3年度:5件、令和4年度:6件、令和5年度:4件で推移している状況。

第4章 家庭と同様の環境における養育の推進

(第2節 里親等への委託の推進)

| 評価指標 | 現況値 | 目標値 | | 進捗状況 | | | | |
|----------------------------|-------|-------------|------------|------|------|------|---------------|------|
| | H30年度 | R6年度 | R11年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
| 里親登録者数 | 179 | H30より 増加 | R6より 増加 | 203 | 214 | 238 | 255 (速報値) | |
| 里親・ファミリーホーム 委託児童数(人) | 98 | 134 | 236 | 114 | 115 | 112 | 118 (速報値) | |
| 里親・ファミリーホームへの 委託児童割合(%) | 16.1 | 23.8 | 44.1 | 20.3 | 21.8 | 19.6 | 21.5 (速報値) | |

※指標に係る説明

里親登録者数の目標については、本文中にも記載しているとおり、里親登録数の増加は、未委託里親数の増加にもつながることから、委託後の支援体制の充実や里親委託推進に関わる職員の資質向上に努め、マッチング機能の向上を図ることとし、これらの取組の状況を見極めた上で、登録里親数の目標値を定めることとした。このため、目標値は具体的な数値を設げず、基準年からの増加のみとした。

里親等委託児童数・委託率については、計画中において算出した目標数値とした。

【現状の考察】

里親登録数は地道なリクルート活動により、H30年度の現況値179から一定の水準で増加。

里親等委託児童数については、令和2年度以降概ね110人程で推移。推移が低調な背景として、実親が里親委託に反対する状況があり、里親委託等の措置に係る説明方法について見直していく必要がある。

里親等委託率に関しては令和3年度から令和4年度にかけて低下。養育負担の過大等を理由とする措置解除等が一定数あるため、適切なマッチングの実施やフォスター・タリング機関による養育支援の質・量の向上が求められている。加えて、子どもや保護者のニーズに対応できる多様な里親の確保及びパーマネンシー保障の理念に立脚した長期入所児童等に係るケースマネジメントの強化が挙げられる。

(第3節 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組)

| 評価指標 | 現況値 | 目標値 | | 進捗状況 | | | | |
|------------------------|-------|------|-------|------|------|------|------|------------------|
| | H30年度 | R6年度 | R11年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
| 乳児院・児童養護施設におけるグループホーム数 | 8 | 19 | 31 | 10 | 10 | 11 | 12 | 13 (R6.5.1現在) |

※指標に係る説明

施設養護における最も家庭的な形態であるグループホームの開設数を小規模化の指標とし、目標値については、R1年度に行った施設ヒアリングに基づく計画数とした。

【現状の考察】

平成30年度から4か所増加した。小規模かつ地域分散化の推進に向けて施設の実績も把握する必要がある。

| 評価指標 | 現況値 | 目標値 | | 進捗状況 | | | | |
|--|-------|------|-------|------|-----------|-----------|-----------|------|
| | H30年度 | R6年度 | R11年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
| 市町村要保護児童対策地域協議会の構成メンバーに、いずれかの乳児院・児童養護施設が参画している市町村数 | 12 | 44 | 77 | | 22 (注) | 25 (注) | 28 (注) | |

※指標に係る説明

施設の多機能化については、子ども家庭支援ネットワーク構築の推進を図る観点も踏まえ(この評価指標は第2章第1節の評価指標ともしている)、全市町村の要保護児童対策地域協議会へいずれかの乳児院・児童養護施設が参画し、助言や支援を行える体制の構築を指標とした。

目標値の設定にあたっては、R11年度に全ての市町村において、乳児院もしくは児童養護施設が参画する体制を目指すものとし、中間年のR6については、現在未参画の市町村の半数を目標として設定した。

(注)今回、乳児院・児童養護施設(計18施設)に調査を行い、要保護児童対策地域協議会の構成員となっている市町村を把握した。(R3.6、R4.6、R5.7調査)

【現状の考察】

令和4年6月の児童福祉法の改正を踏まえ、在宅支援の充実に向け、児童相談所の地域養育推進担当者を中心に市町村、施設との連携を強化していく必要がある。加えて、施設が要対協に参画する意義について共有する必要がある。

第5章 子どもの自立支援の推進

| 評価指標 | 現況値 | 目標値 | | | | | | |
|----------------------|-------|------|------------|-------|-------|-------|--------------|------|
| | H30年度 | R6年度 | R11年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
| 代替養育を受けていた子どもの大学等進学率 | 32.4% | 54% | 全県の進学率と同水準 | 21.6% | 35.0% | 37.5% | 今後、国調査に合わせ集計 | |

※指標に係る説明

代替養育を受けていた子どもの大学等進学率については、10年後に全県の進学率と同水準(約75%)を目指すものとし、5年後は現況値との中間値(54%)を目標とした。

【現状の考察】

対象人数に対して、当該年度における個々の進路希望調査に左右される面が大きい。(経済的自立のために就職を選択する児童が一定数いる。)

第6章 子どもの養育を地域で支えるための人材育成

本項目については、本県独自の項目であり、来年度以降に人材確保・育成システム検討会を立ち上げ、詳細な実施内容を検討していくことから、この検討会における検討状況を踏まえながら、今後、適切な評価指標を具体的に検討していくこととします。